

令和3年度の国民年金保険料が決定

納付困難な人は免除や納付猶予などの申請を



日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、年金制度に加入することが義務付けられています。自営業・無職・学生などの人は、自分で国民年金保険料を納めなければなりません。経済的な理由などで保険料を納付することが難しいときは、保険料の免除や納付猶予の申請をすることができます。

国保年金課 ☎995-1813
沼津年金事務所 ☎921-2201

令和3年度の保険料は月々16,610円

保険料は納付期限である翌月末までに納めてください。国民年金の保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。

納付方法／日本年金機構から送付される納付書を使い、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアなどで納めてください。手元に納付書がない場合は、年金事務所へご連絡ください。

口座振替を希望する人は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をお持ちの上、国保年金課または年金事務所へお申し込みください。

クレジットカード払いを希望する人は、納付書または年金手帳、クレジットカード、はんこをお持ちの上、国保年金課または年金事務所へお申し込みください。

保険料を納めるのが難しい人に知ってほしい制度

①「申請免除」制度

収入の減少や失業などによって保険料を納めることが経済的に困難な場合に、申請することで保険料の全額または一部が免除される制度です。対象は60歳未満で、本人・配偶者・世帯主それぞれの申請年度の前年の所得が一定額以下の場合や、失業などの理由がある人です。所得が免除などの承認基準を上回っている人でも、失業などの理由によって免除などの承認を受けられる場合があります。

②「納付猶予」制度 ～50歳未満の人へ～

50歳未満の人（学生以外）で、本人・配偶者それぞれの申請年度の前年の所得が一定以下の場合や、失業などの理由で生活に余裕がない場合、保険料の納付が猶予される制度です。納付猶予を受けた期間は、将来の年金額には含まれません。

③「学生納付特例」制度 ～20歳以上の学生へ～

学生で本人の申請年度の前年の所得が一定額以下の場合、在学期間中の保険料が猶予される制度です。申請は毎年度必要です。学生納付特例を受けた期間は、将来の年金額には含まれません。

各申請に必要な物

①②の申請をする人

年金手帳や納付書など基礎年金番号の分かるもの、はんこ（本人自署の場合は不要）、免許証・マイナンバーカードなどの身分証明書

③の申請をする人

年金手帳や納付書など基礎年金番号の分かるもの、はんこ（本人自署の場合は不要）、学生証（写しの場合）または在学証明書（原本）、免許証・マイナンバーカードなどの身分証明書

※令和3年度も引き続き学生で③を申請をする場合は、3月下旬に日本年金機構から送付されるはがき形式の申請書に必要な事項を記入し返送してください。

申請時の注意

- ・申請期間に対応する前年の所得に基づき、日本年金機構で審査を行います。
- ・過去期間は2年1カ月前まで申請できますが、申請が遅くなると、障害年金などを受け取れない場合がありますのでご注意ください。

追納 ～免除・猶予期間分の保険料を後から納付～

各制度で承認された全額免除・納付猶予・学生納付特例期間の保険料は、10年以内であれば後から納付（追納）することができます。追納した月数に応じて、将来受け取れる老齢基礎年金の額を増やすことができます。ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

